明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（**法務**八）　一

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件の一部を改正する件（**法務**四三）　三

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**五八～六五）　二〇

○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**六六）　二〇

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**六七～六九）　三

○資源管理基本方針の一部を変更する告示（**農林水産**五四六）　三

○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろ）に関する令和四管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（**同**五四七）　六

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　三〇

特殊法人等
公示送達、日本弁護士連合会裁決関係　吾

地方公共団体
行旅死亡人関係　吾

会社その他
会社決算公告　吾

省令

○**法務省令第八号**

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項、第六十一条の九の三第四項及び第六十九条の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月九日

法務大臣　古川　禎久